

事業再構築補助金と一時支援金

多くの企業様・事業主様が注目している事業再構築補助金の公募要領が3月26日に公表されました。今回は「SUBARUTIMES 2月号」でお伝えできなかった内容（重複している部分もあります）と一時支援金の概要についてご紹介致します。「SUBARUTIMES 2月号」と併せてご参照ください。

1. 事業再構築補助金


【公募期間】

令和3年3月26日（金）～令和3年4月30日（金）18:00まで（厳守）

申請受付は4月15日（木）予定となっております。

申請にはGビスIDプライムアカウントの取得が必要です！（取得申請はお早めに）

【事業類型（4枠）の概要】

通常枠	<ul style="list-style-type: none">・新分野展開・業態転換・事業再編・規模拡大等を目指す新たな挑戦を支援！・中小企業者等：100万円～6,000万円 補助率2/3・中堅企業等：100万円～8,000万円 補助率1/2（4,000万円を超える部分は1/3）
卒業枠	<ul style="list-style-type: none">・中小企業者等から中堅・大企業等への成長を支援！400社限定・中小企業者等：6,000万円～1億円 補助率2/3
グローバル V字回復枠	<ul style="list-style-type: none">・売上のV字回復を支援！100社限定・中堅企業等：8,000万円～1億円 補助率1/2 
緊急事態宣言 特別枠	<ul style="list-style-type: none">・国の緊急事態宣言を受けた地域の飲食サービス業、宿泊業等を支援！・中小企業者等、中堅企業等：100万円～1,500万円（従業員数に応じて上限が異なります） 補助率3/4（中小企業者等）、2/3（中堅企業等）

【補助対象経費】

建物費（単なる購入や賃貸は対象外）、機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費、海外旅費（卒業枠・グローバルV字回復枠のみ）

【事業スキーム】

3枚目別紙に掲載

2. 一時支援金

一時支援金の概要

- 2021年1月に発令された緊急事態宣言※1に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に、「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」（一時支援金）を給付いたします。

給付対象について

- ポイント1 緊急事態宣言に伴う**飲食店時短営業又は外出自粛等の影響**を受けていること※2
- ポイント2 2019年比又は2020年比で、2021年の1月、2月又は3月の**売上が50%以上減少**していること

給付額 = 2019年又は2020年の対象期間の合計売上 - 2021年の対象月の売上 × 3ヶ月

中小法人等	上限 60 万円	対象期間	1月～3月
個人事業者等	上限 30 万円	対象月	対象期間から 任意 に選択した月※3

申請受付期間 2021年 **3月8日** (月) ～ **5月31日** (月)

※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づき令和3年1月7日に発令した「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」

※2 緊急事態宣言の再発令に伴い、**緊急事態宣言の発令地域（以下「宣言地域」という。）の飲食店と直接・間接の取引があること、又は、宣言地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けていること**

※3 対象期間内に、2019年又は2020年の同月と比べて、緊急事態宣言の影響により事業収入が50%以上減少した月

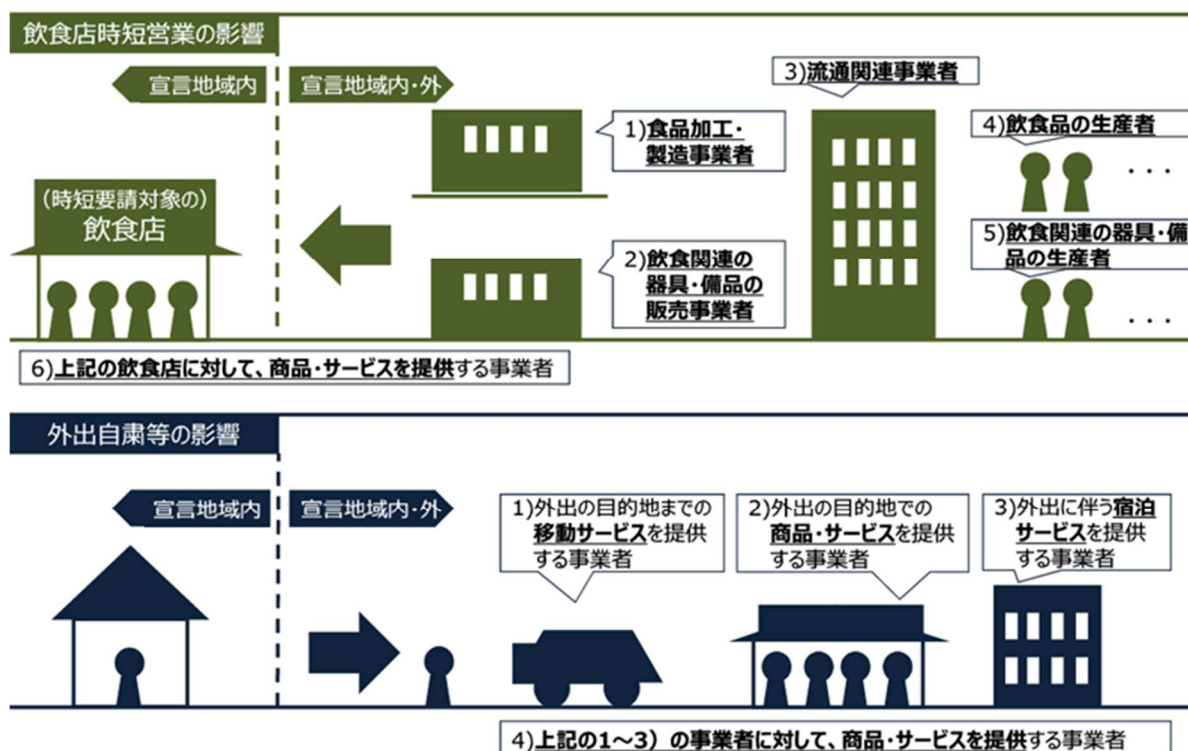
地方公共団体から時短営業の
要請を受けた

**協力金の支給対象の
飲食店は給付対象外
です！**

注意！



【給付対象イメージ】



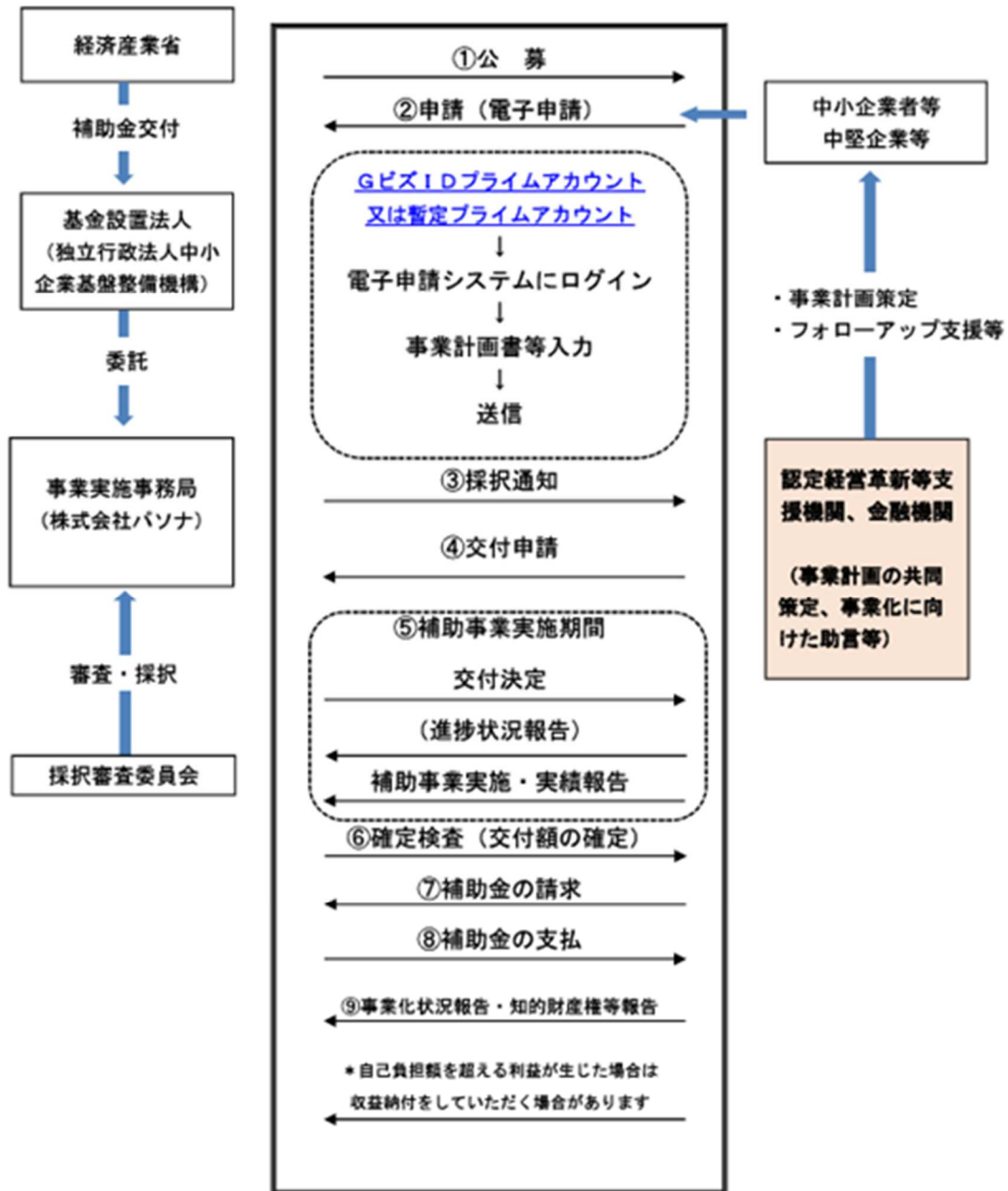
その他、ここでは説明しきれない細かい要件等がございます。

詳細は中小企業庁HP・経済産業省HP（別紙掲載）でご確認ください。

ご不明な点等ございましたら担当者までご相談ください！

【別紙】

事業再構築補助金 事業スキーム



中小企業庁ホームページ URL (事業再構築補助金)

<https://jigyou-saikouchiku.jp/>

経済産業省ホームページ URL (一時支援金)

https://www.meti.go.jp/covid-19/ichiji_shien/index.html